

はじめに

我が国は、急速な高齢化や食生活の変化等に伴い、糖尿病や虚血性心疾患等の生活習慣病の増加が著しく、生活習慣病予防対策が喫緊の課題となっている。

このような中、医療制度改革において、予防の重視を柱の一つに位置づけ、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入し、医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施を義務付けるとともに、運動、食生活、喫煙面での生活習慣の改善に向けた国民運動を展開する等、本格的な生活習慣病予防対策を進めることとされたところである。

地域・職域連携推進協議会は、地域保健と職域保健とが連携を図り、健康づくりのための社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施する等の場として、平成17年度から都道府県及び2次医療圏を単位として設置され、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とした地域・職域連携推進事業を実施しているところである。

同協議会の設置・運営等に当たっては、地域・職域連携推進ガイドラインが活用されているが、より円滑な事業の推進を図るため、地域・職域連携支援検討会を開催し、平成17年度から検討会構成員が都道府県等の地域・職域連携推進協議会等に出向いて、現状に応じた助言等の現地支援を行ったところである。

生活習慣病予防対策を総合的に推進するためには、都道府県が総合調整機能を発揮し、健診・保健指導や普及啓発等の具体的施策に即し、医療保険者、市町村等の具体的な役割分担を明確化するとともに、関係者間の連携を促進することが期待されている。このような都道府県が中心となって協議する場として、地域・職域連携推進協議会の活用が求められているところである。

平成20年度からの医療制度改革を踏まえた生活習慣病予防対策をより一層推進し、地域保健と職域保健が更なる連携を図っていくために、地域・職域連携推進協議会の果たすべき役割は更に重要となる。健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現するため、より効果的に事業が展開されることに、本報告書がその一助となることを期待したい。